

私立幼稚園に入園する児童の保護者の皆さまへ

子育てのための施設等利用給付認定申請のご案内



令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの児童の保育料（入園料含む）が月額25,700円まで無償となります。無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定（新1号）を受ける必要があります。また、幼稚園の保育料（入園料含む）に加え、幼稚園の預かり保育の無償化の対象となるためには「保育を必要とする事由」に該当し、施設等利用給付認定（新2号、新3号）を受ける必要があります。この案内をお読みになってご自分がどの認定区分にあてはまるか確認し、申請をしてください。

●施設等利用給付認定区分と無償化の内容

下記の3つの区分に応じて給付内容が決まります。

満年齢		2 歳		3 歳		4 歳		5 歳		6 歳	
クラス		満 3 歳児		3 歳児		4 歳児		5 歳児			
保育の 必要あり	住民税 非課税世帯		新 3 号		新 2 号						
	住民税 課税世帯		新 1 号								
保育の必要なし				新 1 号							

- 新1号認定・・・満3歳児以上の児童で、新2号・新3号認定以外の方
新2号認定・・・3歳から5歳児の児童で、「保育を必要とする事由」に該当する方
新3号認定・・・満3歳児の児童で、「保育を必要とする事由」に該当し、市町村民税非課税の世帯

※満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の児童です。

★無償化の内容★

認定区分	保育料・入園料	預かり保育の利用料
新1号認定	月額上限25,700円	0円
新2号認定		月額上限11,300円
新3号認定		月額上限16,300円

- ・認定を受けた児童については、保育料及び預かり保育の利用料は上記のとおり無償となります。支払等に関することは幼稚園へお問い合わせください。
- ・実費として徴収されている費用（バス代、食材料費、行事費等）は、無償化の対象外です。
- ・預かり保育の補助額は月額450円（上限）×利用日数で計算します。

●保育を必要とする事由とは

新2号・新3号認定を受けるためには、保護者（父母ともに）、同居及び同番地の祖父母（65歳未満）の方の次のいずれかの証明が必要です。

	保育を必要とする事由	状況	添付書類	認定期間
①	就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※月48時間以上就労していること	就労証明書 （指定様式）	小学校就学前まで （事由継続の場合）
②	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	求職活動申立書等	3ヵ月間
③	妊娠・出産	妊娠中か出産後間もない場合	母子手帳の表紙と 出産予定日がわかるページ	産前2ヵ月 産後最長6ヶ月
④	育児休業中	育児休業取得時に既に保育を利用している 児童が継続し利用する必要がある場合	育児休業証明書	小学校就学前まで （事由継続の場合）
⑤	疾病・障害	病気・負傷・障害がある場合	診断書 身体障害者手帳	小学校就学前まで （事由継続の場合）
⑥	介護・看護	親族を常時介護または看護している場合	診断書 身体障害者手帳	小学校就学前まで （事由継続の場合）
⑦	就学	学校または職業訓練校に通学している場合	在学証明書 等	小学校就学前まで （事由継続の場合）
⑧	その他	上記のほか、保育が必要と認める場合	教育総務課へお問い合わせください	

※就労証明書については各世帯2枚お渡ししますが、不足する場合はコピーしてください。

●申請書類について

提出書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定（現況）申請書
- ② 保育を必要とする証明書類（新2号・新3号認定を希望される方）
※2人以上申請する場合は、年上児に書類を添付してください。
- ③ 平成31年度市町村民税非課税証明書
※新3号認定を希望される方で、平成31年1月1日時点で、能美市民でない方。



提出期限 令和2年3月6日（金）
提出先 在園する幼稚園

お問い合わせ
能美市教育委員会 教育総務課 電話 58-2270